

社会福祉法人 鞍手町社会福祉協議会

令和7年度事業計画

～基本理念～

みんなで思いやり支え合う、安心して暮らせるまちづくり

目標1:「ふくしのこころ」を育む、人材を育てる

目標2:場をつくり、集う

目標3:仕組みをつくり、暮らしを守る

I.基本方針

令和7年度は第2期鞍手町地域福祉活動計画の最終年度となり、住民の皆様と共に鞍手町の地域福祉活動について様々な意見を出し合いながら、第3期鞍手町地域福祉活動計画の策定を進めるとともに、およそ30年ぶりに改正となる社会福祉協議会基本要綱をしっかりと踏まえながら、住民主体の理念に則り事業を推進していきたいと考えています。

令和元年から4年途中まで猛威を振った新型コロナウイルスの感染拡大の爪痕は、鞍手町においても未だ非常に大きく残っています。生活の再建がまだまだ十分でない方々もおられ、鞍手町社会福祉協議会は引き続き、生活に困りごとを抱える住民の皆様に対しての相談支援（総合相談）を実施していきます。必要となるサービスの利用へと住民を繋げ、また、制度の対象にならない困りごとに対しても様々な社会資源を活用しつつ、解決を図るために社会的に求められる「協働の中核」としての役割を果たすべく、業務に取り組んでいきます。

また、令和6年度に全国社会福祉協議会及び福岡県社会福祉協議会は、市町村社会福祉協議会中長期計画を立案するよう示しています。これを受け、地域福祉に関する諸計画と、地域福祉活動計画を鑑み、鞍手町社会福祉協議会の発展・強化計画の策定も行っていきます。この計画は地域福祉に関する諸計画の動向を踏まえながら策定を進めるという観点から、令和7年・8年度の2ヵ年での策定を目指します。

令和7年度は、鞍手町社会福祉協議会の職員数が3名となることから、近年増加している甚大な災害が鞍手町において発生したときの災害ボランティアセンターの運営等について、従来のマニュアル等では対応しきれない状況にあります。このことから、福岡県社会福祉協議会、鞍手町社会福祉法人連携会議、直鞍エリア社会福祉協議会連絡会等と協議をすすめ、災害発生時にどのように外部支援を受け入れるか等を精査していきます。

以上のことから、鞍手町社会福祉協議会は基本理念である「みんなで思いやり支え合う、安心して暮らせるまちづくり」の実現に向け、以下に掲げる事業に取り組んでいきます。

Ⅱ.事業計画

鞍手町社会福祉協議会は、第2期地域福祉活動計画において掲げた「みんなで思いやり
支え合う、安心して暮らせるまちづくり」を令和7年度事業実施の基本理念とし、3つの柱
となる目標に沿った活動を展開します。

目標1:「ふくしのこころ」を育む、人材を育てる

1.「ふくし」への関心を高め、地域へ広げる

○福祉教育関連

〈子ども民生委員活動〉

福岡県内では先進的な取り組みとして評価を頂いている事業です。地域において福祉活
動の最前線で活躍している民生委員・児童委員の皆さんの活動を、子どもたちが体験するも
のです。鞍手町では民生委員・児童委員の皆様と一緒にプログラムを考え、実施しています。
本事業を通して、子どもたちが福祉に対する理解や、自分自身を含めた「ひと」の大切さ、
「支え合う」ことの大切さを学び、将来、自分の人生を豊かにするだけでなく、「みんなに
やさしいまちづくり」をすすめる担い手として活躍してもらえることを期待しています。

実施予定日

日程（予定）	対象校	対象学年
6月頃	西川小学校	4年生
未定	古月小学校	4年生

※あくまでも予定です。民生委員・児童委員及び学校との日程調整等の協議を行ったうえで
実施決定します。

〈民生委員・いきいきサロンをはじめとした地域の方々と連携した学校における福祉教育〉

鞍手町内6校の小学校、1校の中学校の先生方と鞍手町社会福祉協議会が連携し、児童・
生徒のみなさんに「福祉」や「地域」について、関心を持ってもらえる学習づくりに取り組
んでいます。令和7年度も、民生委員・児童委員の方々はもちろん、地区でいきいきサロン
活動をされている方々や鞍手手話の会のみなさんや点字ボランティアの方々等、地域で活
躍されているみなさんと社会福祉協議会、学校が一つになって、子どもたちに、自己肯定感
の高まりと自らが地域社会の一員であると感じられるような学習プログラムづくりを進め
ていきます。

実施予定日

日程（予定）	対象校	プログラム名	協力機関（社協除く）
1 学期	剣北小学校	「ふくし」ってなに？	（社協のみ）
1 学期	古月小学校	同上	同上
1 学期～2 学期	西川小学校	年をとるってどういうこと？（高齢者疑似体験）	（社協のみ）
同上	剣南小学校	同上	同上
同上	新延小学校	同上	同上
同上	古月小学校	同上	同上
同上	室木小学校	同上	同上
1 学期	西川小学校	子ども民生委員活動	民生委員・児童委員
1 学期～2 学期	古月小学校	同上	同上
1 学期～2 学期	新延小学校	民生委員について	同上
同上	室木小学校	同上	同上
1 学期～2 学期	剣南小学校	サロンとのふれあい	校区内いきいきサロン
2 学期	鞍手中学校	サロンレク実践	いきいきサロン3 か所
2 学期	剣南小学校	点字体験学習	点字ボランティア
同上	剣北小学校	同上	同上
同上	古月小学校	同上	同上
同上	新延小学校	同上	同上
同上	西川小学校	同上	同上
同上	室木小学校	同上	同上
2 学期	剣南小学校	アイマスク（手引き歩行） 体験学習	（社協のみ）
同上	剣北小学校	同上	同上
同上	古月小学校	同上	同上
同上	新延小学校	同上	同上
同上	西川小学校	同上	同上
同上	室木小学校	同上	同上
2 学期	剣南小学校	笑顔になれる町	盲導犬ユーザー
同上	剣北小学校	同上	同上
同上	古月小学校	同上	同上
同上	新延小学校	同上	同上
同上	西川小学校	同上	同上
同上	室木小学校	同上	同上

2 学期～3 学期	剣北小学校	手話体験学習	鞍手手話の会
同上	古月小学校	同上	同上
3 学期	剣北小学校	ボランティアってなに？	農協、川食
同上	古月小学校	自分たちにできること	
同上	剣南小学校	2 年生の取組	
同上	西川小学校	同上	
同上	新延小学校	同上	

※あくまでも予定です。各団体、民生委員及び学校との日程調整等の協議を行ったうえで実施決定します。

〈福祉協力校への助成・支援〉

ともに福祉教育を推進してくださる町内の小学校・中学校を福祉協力校とし、地域で集められた赤い羽根共同募金の配分をもとに、各福祉協力校に、福祉教育推進のための助成金をお渡ししています。また、多忙を極める学校現場になるべく負担をかけずに、かつ効果的に実践を進めるべく、学校の教育実践において連携を図るため、年に3回開催される同学年会へ出席します。なお、必要に応じて、各学校へ出向き、先生たちとの打ち合わせを行なっています。

同学年会参加予定日

日程（予定）	対象学年	内容
6 月頃	2 年生	2 年生における体験学習の取り込み方（提案）
6 月頃	4 年生	福祉教育について
8 月頃	4 年生	「笑顔になれる町」実践に向けて
1 月頃	2 年生	1 年間のまとめ
1 月頃	4 年生	同上

※あくまでも予定です。学校からの連絡を受けて出席します。

〈全国福祉教育推進員の活動〉

今日の地域福祉において、「地域共生社会の実現/共生の文化をつくる」こと、「地域にある差別や偏見、社会的排除を見据える」こと、「住民主体（主体形成）による地域福祉を推進する」ことが求められています。これらを実現するには、福祉教育の推進が欠かせませんが、その福祉教育の意義を「説明」し、「協同実践」を行ない、県域・広域においても「普及・推進」することができる人材を育成するため、全国社会福祉協議会が令和元年度より推し進めてきたものが、「全国福祉教育推進員」です。鞍手町社協では、職員が第1期生となり、町内外で活動してきました。福岡県では、県内の推進員とともに年に最低2回の会議を

行い、県域・広域での情報交換や実践評価、他県の実践等により研鑽を続けています。

福祉教育は子どもだけを対象にしているわけではなく、広く住民の福祉に対する理解を促すことを目標にしています。障がい者基幹相談支援センター等と連携を図りながらの障害理解・差別解消・虐待防止などの広報周知や、住民講座を実施して福祉に対する理解促進を行いつつ、鞍手町における福祉教育実践の充実を図り、地域福祉の基盤づくりを行っていきます。

会議予定日

日程	会議・活動名	備考
4～6月頃	福祉教育推進員会議	今年度予定確認、課題共有等
未定	福祉教育セミナー	
未定	福祉教育担当者会議	
年度末	福祉教育推進員会議	次年度予定等

※あくまでも予定です。福岡県社協等との調整により決定します。

○情報発信

〈社協だよりの発行〉

鞍手町社会福祉協議会では、年度に3回「社協だより」を発行しています。社協だよりには、鞍手町内の地域福祉活動の様子や、社会福祉協議会の取り組みについて紹介をしています。地域の活動や社会福祉協議会の周知はもちろんのこと、読んでくださる住民の皆様にも少しでも福祉に興味・関心を持っていただけるよう、紙面や記事なども工夫しながら作成を進めています。社協だよりは、鞍手町の広報紙に折り込み、全世帯へ配布を行っています。令和7年度は6月、10月、2月に社協だよりを作成し、配布します。

〈ホームページの運営〉

令和5年度にリニューアルを行ったホームページですが、現在も困りごとの問い合わせや寄付受付に関する問い合わせなど、さまざまな問い合わせを頂いています。令和7年度は情報掲載の頻度をあげ、いち早く住民の皆様へ情報をお届けできるよう、運営を行っていきたくと考えています。また、地域福祉活動計画策定に伴い、ホームページを活用したパブリックコメントの実施、社会福祉協議会が行っている事業についてのアンケート調査や申請書類のダウンロードなど、引き続きホームページを活用していきます。

2.「参加」の促進～ひとりひとりの「得意」をつなげる～

○ボランティア育成・支援

〈ボランティアセンター〉

ボランティアセンターは、ボランティアを必要としている人と、ボランティアをしたい人をつなぐ（マッチングする）ところです。鞍手町社会福祉協議会は、職員がボランティアコーディネートの研修を受け（2級・3級を取得）、ボランティアコーディネートを実施しています。

また、住民のニーズを受け、令和6年度より土曜日のボランティアセンター開所日を隔月に一度設けています。令和7年度も引き続き実施し、ボランティア活動の支援を行います。

鞍手町ボランティアセンター土曜日開所予定

開所予定日時	場所・時間
令和7年4月19日	社会福祉協議会事務室・9:30～15:00
令和7年6月21日	社会福祉協議会事務室・9:30～15:00
令和7年8月16日	社会福祉協議会事務室・9:30～15:00
令和7年10月18日	社会福祉協議会事務室・9:30～15:00
令和7年12月20日	社会福祉協議会事務室・9:30～15:00
令和8年2月21日	社会福祉協議会事務室・9:30～15:00

※来所される場合は事前に申し込みいただくとスムーズです。

※予定は変更になる場合がありますので、ホームページでご確認いただくか、お問い合わせください。

〈災害ボランティアセンター〉

令和6年の能登半島地震や豪雨災害など、近年甚大な災害が頻発しています。災害が発生した後、生活の再建に向け、全国各地で被災地に災害ボランティアセンターが設置されています。これは、被災地の社会福祉協議会が設置運営するもので、被災した住民のニーズを調査し、支援に訪れたボランティアをマッチングしていくというのが基本的な機能です。この災害ボランティアセンターの設置は発災から遅くとも3日には立ち上がっており、ボランティアの受入れ体制をいち早く整えておくことが求められていると考えられています。

鞍手町社会福祉協議会は、県内外の被災地に職員を送り、支援を行っています。しかし、職員の数が減少する以前に作成した災害ボランティアセンターマニュアル（ガイドライン）では、対応ができない状況です。また、災害ボランティアセンターにICTを導入するなど、近年では効率化も図られており、これを踏まえた新たなガイドラインが必要になりました。

令和7年度は、新たなマニュアル・ガイドラインの作成と、少ない人員で通常業務と並行

して災害ボランティアセンターを運営するための計画策定を行います。

〈ボランティア団体への助成・支援〉

鞍手町内で活動しているボランティア団体へ活動資金の一部助成や、活動に関する相談支援を行います。令和7年度も主に以下の団体に対して助成・支援を行っていきます。

支援ボランティア団体一覧

朗読サークル　こだまの会
点訳ボランティア　さつき
鞍手手話の会「六岳」
鞍手童謡・唱歌の会
六田川をきれいで水害のない川にする会

※年度途中で設立された団体へも対応します。

○住民活動支援

〈地区福祉活動への助成・支援〉

自治会単位での地域福祉活動の助成・支援を行います。ふれあい・いきいきサロンは、1人暮らしの高齢者の方の閉じこもり防止や見守り、生きがいつくりなどを目的に公民館などに集まり、おしゃべりやレクリエーション、食事会などを通してつながり、外出や交流を通して社会参加をする場です。現在活動している各地区のサロン活動では、ごみ拾いやラジオ体操、自作のレクリエーションなど、活動内容を工夫し、より多くの方々が参加しやすいように活動・運営されています。

社会福祉協議会は個々のサロン活動の支援を行うだけでなく、サロンの代表者が集まり、現状報告や意見交換、サロン同士のつながりをつくる場としてサロン連絡会を開いています。

また、子育てサロンについては現在活動を休止していますが、子育てに関する悩みを持った保護者の交流の場として、いつでも「子育てサロン　くらんべりい」の活動ができるよう、社会福祉協議会は準備を整えています。

鞍手町内いきいきサロン（自治会名・サロン名）

山ヶ崎区・山ヶ崎区いきいきサロン	上木月区・上木月区いきいきサロン
上新橋区・上新橋区いきいきサロン	昭和通り区・いきいきサロン笑話会
新中山区・新中山楽しみ会	中本町区・ふれあいいきいきサロン中本町
室木区・室木栄寿会	い牟田区・い牟田ひまわりサロン
弥生区・弥生若生会	中山西区・西区いきいきサロン
幸町区・いきいきサロンいちご会	新北区・新北いきいき健康サロン
倉坂区・倉坂健康体操クラブ	

※年度途中で立ち上がったサロンに対しても助成・支援します。また、立ち上げたい、という地区があれば、職員が訪問し、一緒に考え、支援します。

サロン連絡会予定

日時	会議内容
令和7年6月頃	活動内容や活動課題等の情報共有など
令和8年2月頃	活動の振り返り、活動課題等への取り組み共有など ※令和5年度は他市町村視察研修を実施

※あくまでも予定です。サロン代表者と協議して決定します。

〈当事者団体活動への助成・支援〉

鞍手町で活動している当事者団体等へ助成・支援を行います。団体によっては、会員の高齢化が進み、次の担い手がないなどの課題が出てきており、社会福祉協議会は会の取り組みを周知し、新たな会員・活動の担い手として参加してもらえるよう、団体と共に考え、支援を行っていきます。

支援当事者団体一覧

鞍手町老人クラブ連合会
鞍手町子ども会連絡協議会
てんとう虫の会
つぐみの会

目標2:「場をつくり、集う」

1.誰もが集まれる“ぶらっとほーむ”づくりを目指して(重)

第2期鞍手町地域福祉活動計画において、誰でも気軽に集まれる場が必要という意見が出され、空き家・空き地・空き畑を福祉的に活用した、HOTステーションをつくることを目指すことになっています。鞍手町社会福祉協議会では、第2期の活動計画を推進する中で、空き家の活用についてご理解をいただいた地域住民や関係機関をあたりましたが、なかなか見つからず、現在も設置に至っていません。

鞍手町社会福祉協議会は、令和7年度もこの事業を重点事業とし、地域福祉拠点「ぶらっと（誰でもよれる）ほーむ（家のように安心できる場所）」設置に向けて全力で取り組みます。

2.サロン・子ども食堂などへの支援

鞍手町の公民館等を活用したいきいきサロンや子ども食堂など、地域住民の居場所となる「場」を作っている団体・地区に対する支援を行います。

特に近年、子ども食堂の重要性が言われており、鞍手町社会福祉協議会は福岡県が実施する福岡県子ども食堂応援プロジェクトを活用し、食材配布の拠点として機能できる体制を整えました。これを活用し、令和7年度も引き続き食料配布拠点機能や、福岡県からの子ども食堂支援に関する情報提供、広報周知などの支援を行います。

〈福祉用具・レクリエーション用具の貸し出し〉

社会福祉協議会では、地区活動・団体活動の支援の一環として、レクリエーション用具の貸し出しを行っています。申請書はホームページにも掲載し、ダウンロードできるようになっています。

また、福祉体験教室の実施、一時的な車いすの利用が必要となった方々のために、福祉用具の貸し出しも行います。

レクリエーション用具一覧

ビーンボウリング	釣りっこ
輪投げセット	台風ドカン
ドッチビー	箸タイム
ディスクゲッター	点鳥ルーレット
スカットボール	ダーツ

※物品の貸し出しにつき、破損等が生じた際のため、責任者を記載していただくようになっています。

福祉用具一覧

車いす	点字板
アイマスク	白杖

※貸出期間は物品によって異なります。

〈屋外掲示板等設置〉

鞍手町内の希望する自治区に対して、屋外掲示板等（屋外掲示板、公民館内用ホワイトボード、公民館内用行事板のいずれかひとつ）を設置します。12月まで希望地区を募り、1月以降に設置地区を1か所に決定し、取り付けます。なお、応募が複数の場合は、これまでの設置履歴を鑑み、未設置の地区を優先し、それ以外の地区へは翌年度以降に設置できるよう調整します。

目標3:「仕組みをつくり、暮らしを守る」

1.住民の暮らしを守る、暮らしを守るための仕組みづくり

○総合相談支援

社会福祉協議会基本要綱にも示されているように、鞍手町において「包括的支援」を実施するための総合相談支援を実施する機関として、鞍手町社会福祉協議会はその役割を果たしていきます。高齢者・障がい者・児童という枠にとらわれず、鞍手町において困りごとを抱えた住民の相談を受けるだけでなく、必要に応じてサービス実施機関や専門の各相談支援機関への橋渡し等を行います。(例：高齢者→地域包括支援センター、障がい→障がい者基幹相談支援センター、児童→子ども子育て包括支援センター・児童相談所 など)

鞍手町社会福祉協議会ではこの橋渡し機能を中心とした「コーディネート機能」を重視し、困りごとを抱えた住民一人ひとりに寄り添った相談支援を実施していきます。地域における「ソーシャルワーク実践機関」として、しっかりとその役割を果たしていきます。

○社会福祉法人連携会議

社会福祉法改正により、社会福祉法人に地域貢献の責務があることが明記されました。これを受け、福岡県では社会福祉法人が連携し、生活に困りごとを抱える住民の支援を行うための連携会議の設置が進められています。

鞍手町では福岡県内でもいち早く社会福祉法人の連携会議の立ち上げを協議し、やすらぎ園、鞍手ゆたか福祉会、鞍手乳児院、そして鞍手町社会福祉協議会の4法人で、鞍手町社会福祉法人連携会議を設立しました。この会議では、

- ① 法人単独では解決できない課題、サービス外の課題、世帯単位を基本とした支援が必要な課題などを抱えたケースを取り扱う会議の実施
- ② ふくおかライフレスキュー（3生活支援で説明）利用に関する協議
- ③ やすらぎ園バス貸し出し事業などの実施
- ④ 災害時相互支援体制の協議

などを行ってきました。それぞれ、高齢者、障がい者、児童、地域と、各法人が受け持つ領域が異なっている、かつ、主な福祉領域をカバーできていることが、鞍手町社会福祉法人連携会議の強みと言えます。

鞍手町社会福祉法人連携会議の事務局は社会福祉協議会が担当しています。令和7年度は、キントーンを活用した災害時連携強化や、生活困窮世帯等への物資・食料支援などを実施するための体制（仕組み）づくりと事業の試験運用を行っていきます。

2.権利を守る(権利擁護)

○日常生活自立支援事業

日常生活自立支援事業は福岡県社会福祉協議会が実施主体である「権利擁護」事業です。知的障がいや精神障がい、認知症などが原因で判断能力が低下し、一人で契約などの判断をすることが不安な方で事業の利用意思があり、必要な契約内容について理解できる方を対象とした事業で、福祉サービス等の利用支援を行うものです。それに伴う各種手続きのサポートや金銭の管理、重要書類等の預かりも行っています。

現在、国は成年後見制度の利用促進を謳っていますが、その対象にならないが支援を必要とする方々のための制度になります。しかし、行き過ぎた権利擁護はかえって本人の権利侵害になるという危険性もあり、本事業利用にあたって、鞍手町社会福祉協議会は本人の利用意思をしっかりと確認したうえで、丁寧に事業開始まで話し合いを行っています。また、本事業は利用者本人からの依頼を受け、支援を行う（代行権に基づいた支援）ため、本人の意思確認を必ず行い、関係機関とともに、本人が望む生活、サービスの利用などを目指して丁寧に支援を行っています。

また、既に本事業を利用中の方への支援については、日々の生活の様子を丁寧に聞き取り、困りごとが起きていないかを職員が確認しています。令和7年度も引き続き、丁寧に支援を実施していきます。

3.生活の困りごとの解決を支援する

○生活福祉資金事業

生活福祉資金貸付事業は、経済的に困難を抱える方で、民間の金融機関や奨学金制度等の利用ができない、または災害や新型コロナウイルス感染拡大など、甚大な被害を受けたことにより、経済的に困難を抱えた方などを対象とした、低利子もしくは無利子の貸付事業です。貸付けですので、給付とは異なり、返済する必要があることから、相談に来られた住民に対して、鞍手町社会福祉協議会は丁寧に聞き取りを行い、また、実施主体である福岡県社会福祉協議会と密に連携を取りながら、貸付けの手続きを行っています。

また、お金を貸付けて終わり、ではなく、生活困窮者自立支援事業所と連携し、貸付制度を利用した後も生活が安定に向かうよう、継続して相談、支援を実施しています。

○一時生活資金貸付事業

経済的な困りごとを抱え、生活保護を申請する方で、保護費が支給されるまでの間の生活費を貸し付ける生活福祉資金制度（保護つなぎ資金）を利用し、かつ、保護つなぎ資金が支給される期間（1週間程度）の生活が困難という方を対象とした、鞍手町社会福祉協議会が独自で行っている貸付制度です。

本事業の利用にあたっては、上記の方が対象となりますが、返済にあたって利息はかかりません。貸付の上限金額などもあります。世帯等の状況を鑑みて、事業の実施を行っ

ています。

○ふくおかライフレスキュー

社会福祉法人の義務として明記された、地域における社会貢献事業として、福岡県内で実施されている「ふくおかライフレスキュー」事業に、鞍手町社会福祉協議会は参加をしています。

本事業は、経済的な困難を抱えた人で、生活保護などの制度に該当しない人を対象に、生涯で10万円を上限とした現物給付（お金の支援をするのではなく、サービスや物品等で支援する事）を行うものです。鞍手町には社会福祉協議会以外にもライフレスキューに参加している社会福祉法人があり、参加法人の方々と協議の上、支援を行う仕組みになっています。なお、鞍手町における相談窓口は鞍手町社会福祉協議会が行っています。

○移送サービス

鞍手町において、障がい等によって外出が困難である方の外出支援の一つとして、鞍手町社会福祉協議会は移送サービスを実施しています。本事業利用にあたっては、申請の後、職員が訪問して聞き取りを行い、移動に関する困りごとだけなのか、他にも生活するうえで困っていることはないか等も確認を行うようにしています。

令和6年度中に移送サービスを担当していた職員の継続が難しくなり、後任の職員を探していました。しかしながら、福祉移送という特殊な業務ということもあり、見つからない状況です。令和7年度は一日も早く職員を確保し、移送サービスを必要としている住民の方々に利用してもらえよう、取り組んでいきます。

Ⅲ.その他(法人運営および鞍手町共同募金会事務局の運営等)

1.理事会評議員の開催

社会福祉法人の意思決定機関である理事会、評議員会を開催いたします。また、令和7年度は役員の一斉改正の時期にあたることから、会議日程が例年と異なります。

理事会・評議員会開催予定表

開催時期	会議名	主な議題
令和7年6月	理事会	業務執行状況の報告 令和6年度事業報告について 令和6年度決算について 補正予算について 評議員選任・解任委員について 評議員の開催について
	評議員会	令和6年度事業報告について 令和6年度決算について 補正予算について 理事の選任について
	理事会	会長・副会長の選定について 評議員選任解任委員の選定について
代表者および資産の変更登記		
令和7年9月	理事会	定例理事会 登記完了の報告等 評議員会の開催について
	評議員会	定例評議員会 登記完了の報告等
令和7年12月	理事会	業務執行状況の報告 補正予算について
	評議員会	補正予算について
令和8年3月	理事会	令和8年度事業計画について 令和8年度予算について 補正予算について 評議員会の開催について
	評議員会	令和8年度事業計画について 補正予算について 令和8年度予算について

2.定例会計監査・決算監査の実施

鞍手町社会福祉協議会が会計監査業務を委託している山口税理士事務所の税理士による定例監査及び決算監査を実施します。なお、監事２名は理事会、評議員会にもご参加いただきます。

監査実施予定表

開催時期	会議・監査名	主な議題
令和７年５月	決算監査	12月～3月の会計監査 決算諸表監査 業務監査
令和７年６月	理事会	決算監査報告
	評議員会	決算監査報告
令和７年８月	定例監査	4月～7月の会計監査
令和７年12月	定例監査	8月～11月の会計監査

3.法人運営事務・組織体制の強化

社会福祉法人の法人運営に関する事務、会計処理、職員の雇用・労働・福利厚生に関する人事労務業務等を滞りなく実施いたします。

鞍手町社会福祉協議会では、働き方改革や子育て、介護に対する配慮等、社会情勢を鑑み、必要に応じて職員のフレックス勤務や在宅テレワーク等を行っています。職員の人数と業務量、夜間や土日に開催される会議の頻度等を考慮し、令和７年度から事務へのAIの導入等も検討していきます。

また、鞍手町社会福祉協議会は職員間の情報交換や鞍手町に内在する課題、受け持っているケースの協議などを行うために、毎週水曜日に職員ミーティングを設けています。令和７年度も引き続き実施し、職員個々人の資質向上だけでなく、社会福祉協議会組織としての力の底上げを促していきます。福岡県社会福祉協議会専門委員会（４にて説明）が示す、組織体制の強化、職員育成についても検討し、職員の資質向上のための定期的な研修を行うとともに、組織内でのコミュニケーションの強化を図り、より効果的な実践へとつなげていきます。

職員研修予定表

時期	対象	内容
4 月	全職員	社協基本要綱 2025 について
6 月	全職員	社会福祉計画について
8 月	全職員	ワークショップ・ファシリテーショングラフィック他
12 月	全職員	包括的支援体制と住民主体（自治型地域福祉）
2 月	全職員	コミュニティワークと組織化

※講師は当会職員が行う予定です

4.福岡県市町村社会福祉協議会委員会専門委員会への参加

福岡県社会福祉協議会は、今日の社会背景を踏まえて示された全国社会福祉協議会の社協基本要綱等を鑑み、福岡県内の市町村社会福祉協議会の今後の取り組みの方針等について協議するための委員会を設置しています。鞍手町社会福祉協議会は、その作業部会として位置づけられた専門委員会のメンバーに選定されており、今後の鞍手町社会福祉協議会の取り組みなどについて考えるための貴重な機会と捉え、参加しています。また、この会議を通して鞍手町社会福祉協議会の実践を他市町の社会福祉協議会が評価するだけでなく、連携のためのつながりも作ることができています。

専門委員会では、①地域共生社会における社協の役割と、そのために必要な組織づくりについて、②社協職員の人材育成の方針・手法について、を令和 6 年度中に協議しました。令和 7 年度はこれらを成果物としてまとめ、各市町村社協の組織体制や職員育成の強化を図っていきます。これを受け、鞍手町社会福祉協議会においても職員の育成について強化していきます。

令和 6－7 年度 市町村専門医委員会名簿

役職	氏名	所属団体・役職名
委員長	村山浩一郎	福岡県立大学人間社会学部 教授
副委員長	池本 賢一	鞍手町社会福祉協議会 事務局次長
委 員	内田 勉	大牟田市社会福祉協議会 事務局長
〃	山崎 数彦	糸島市社会福祉協議会 事務局長
〃	高祖 順子	水巻町社会福祉協議会 事務局長
〃	中野 雅浩	福智町社会福祉協議会 事務局長
〃	江口 信也	広川町社会福祉協議会 事務局次長
〃	原口 貴志	行橋市社会福祉協議会 総務課 課長
〃	松尾 大輔	直方市社会福祉協議会 総務係 係長
〃	小川 史佳	嘉麻市社会福祉協議会 総合相談・地域づくり推進係 係長
〃	中村 麻衣	上毛町社会福祉協議会 地域福祉係 係長
〃	勝野 耕太郎	福岡県社会福祉協議会 地域福祉部 部長

(福岡県社会福祉協議会資料より抜粋、敬称略)

5.直鞍エリア社会福祉協議会連絡会

鞍手町、小竹町、宮若市、直方市の 2 市 2 町社会福祉協議会で、直鞍エリア社会福祉協議会連絡会を設置しています。令和 5 年度、6 年度は鞍手町が事務局を担い、障害理解（福祉教育）の一環として、基幹障害者支援センターかのんと共同で講演会を実施し、そのほかにも直鞍エリア合同での災害ボランティアセンター研修を実施しました。令和 7 年度は直方市社会福祉協議会が事務局を担い、直鞍エリア合同での事業実施や会議を開催し、連携を図っていきます。

6.第 3 期地域福祉活動計画の策定(新)

新たに第 3 期地域福祉活動計画の策定委員会を設け、住民の皆さんと共に鞍手町の福祉活動について協議、計画立案をしていきます。第 3 期の地域福祉活動計画では、第 1 期で策定委員長を務めていただいた、福岡県立大学の村山浩一郎教授が委員として参加して頂けることになっています。令和 7 年 4 月より準備を進め、以下のようなスケジュールで計画の策定を行っていきます。

第3期鞍手町地域福祉活動計画策定スケジュール

時期（予定）	内容	議題及び備考
4月	策定委員の選定	—
5月	第1回 会議開催	委員長の選定 諮問 今後のスケジュール
7月	第2回 会議開催	第2期計画の反省と今期盛り込むべき事項の確認 ワークショップ実施の予告
9月	第3回 会議開催	ワークショップ開催
12月	第4回 会議開催	意見集約と報告 目標、柱などの立案
2月	第5回 会議開催	計画書確認 答申

※あくまで予定ですので、委員会にて詳細を決めます。

7.社会福祉援助実習生の受入れ

国家資格である社会福祉士取得のための現場実習の受入れを行います。社会福祉関連の仕事に就く学生が年々減少しており、社会福祉の現場は常に人手不足です。優秀な次の世代を育て、福祉の現場で働くことの魅力を伝えていくことが、今現場にいる私たちの使命であると考えています。

鞍手町社会福祉協議会は学生の居住条件等は設けず、幅広く学生を受け入れています。また、鞍手町社会福祉協議会の職員は、全員が実習指導者の資格を取得しており、組織全体で学生の指導ができる体制を整えています。

8.共同募金会鞍手町支会事務局

共同募金会鞍手町支会の業務を、鞍手町社会福祉協議会の職員が行います。共同募金会と社会福祉協議会は別の組織であり、共同募金会—社会福祉協議会は、赤い羽根（歳末）募金を集める一配分を受ける、という関係になります。共同募金会の事業実施計画は、共同募金会鞍手町支会の理事会にて決定されます。

9.鞍手町行政関連会議への参加

鞍手町の要請により、次の委員会・会議等に参加します。

会議名	職員	開催数	備考
鞍手町総合計画審議委員会	会長	年2回程度	委員
鞍手町行財政改革推進委員会	会長	年1回程度	委員
鞍手町水防協議会	会長	年1回程度	委員
地域福祉計画策定委員会	会長	未定	委員
地域福祉計画策定委員会	担当職員	未定	委員
要保護児童対策地域協議会	会長	年1回	代表者会議
要保護児童対策地域協議会	担当職員	年2回	実務者会議
鞍手町障がい者計画 鞍手町障がい福祉計画 鞍手町障がい児福祉計画	会長	年1回程度	委員
直鞍地区自立支援協議会	指名	毎月	権利擁護部会 部会長
直鞍地区障がい者等差別解消支援地域協議会	担当職員	毎月	委員
鞍手町子ども子育て会議	担当職員	年2～3回	委員
鞍手町高齢者保健福祉計画推進委員	会長	年1回	委員
鞍手町地域包括支援センター運営協議会	会長	年1回程度	委員
鞍手町地域公共交通会議	局長	年4回	委員
鞍手町民生委員推薦会	局長	未定	委員
鞍手町隣保館運営審議会	会長	年1回程度	委員
鞍手町まち・ひと・しごと創成総合戦略推進委員会	会長	年1回程度	委員
地域ケア会議	担当職員	未定	招集に応じて
各種ケース会議	担当職員	都度	－

10.各関係機関の会議への参加

各関係機関の要請により、次の委員会・会議等に参加します。

会議名	職員	開催数	備考
直鞍地区居住支援協議会 実施機関：そーしゃるおふいす	局長	3回程度	会員
高山病院認知症地域連携協議会	担当職員	直鞍で輪番	委員及び関連機関